

社友会だより

号外

発行 センツウ社友会
住所 神奈川県横浜市港南区芹が谷 4-27-19
〒233-0006 大和田輝彦 内
編集者 濱田 治

H27. 11. 10

全国通信機械工業厚生年金基金の解散に関する調査について

平成24年2月にAIJ投資顧問による年金資産消失事件を契機として、厚生年金基金制度の原則廃止を旨とする改正厚生年金法が平成25年6月の国会で成立しました。

センツウが加入している全国通信機械工業厚生年金基金は「一定の基準を満たしていない基金」(5年後は解散命令がだされる)にランクされるが、「平成27年7月22日の基金代議員会」において、「基金を一旦解散し、確定給付企業年金を設立」するとの方向性が示された(ねんきん基金ニュース第40号)ので、その後の動向について、同基金を再度訪問し、調査・確認しました。

1. 調査日

平成27年11月6日(月)

2. 調査担当者

菅原副会長、崎山副会長、大和田事務局長

3. 対応者

全国通信機械工業厚生年金基金 山田事務長

4. 確認概要

(1) 改正厚生年金法の概要

法律の概要は、平成25年10月11日の「センツウ社友会だより 号外」をご参照ください。

(2) 当基金の現状と今後

我々の加入している全国通信機械工業厚生年金基金は、時価純資産額が最低責任準備金の1.36倍(25年度決算)で、基準を満たさない基金(代行割れ予備軍基金)である。また、時価純資産額が、責任準備金の1.5倍(健全基金)になる見通しは今後の経済状況にもよるが、過去の運用実績から見ても利益の確保は難しいとして、平成27年7月22日開催の第112回代議員会において当基金を解散する方向が決議されました。

① 今後

当基金を解散し、上乘せ部分の資産は、加入年数、掛け金額等により案分し分配金として加入者に返戻され、代行部分は国に返還し、これまでの厚生年金に加算されて支給されます。

(センツウ社の加入者は、新たな年金制度等に移行することはできません。)

② 解散の時期等

ア. 解散の時期

平成28年3月末

イ. 年金受給者・待期者への周知

解散に関する通知文は、平成27年12月20日頃から順次加入者へ郵送され、年内に到着するよう準備中であるとのことです。（同意書ではありません。）

なお、この通知では、個人が受け取ることとなる暫定の分配金額も知らされます。

ウ. 分配金を受け取る時期

記録を整備して日本年金機構とデータを突合する必要があるため、分配金の支払いは1年半から2年後となる模様です。

エ. 年金基金が年金を支払う最終時期

平成28年4月1日が最終(2月、3月分)となり、その後の6月以降は日本年金機構が従来の年金に代行部分の年金を加算した年金額を支払うこととなります。

※ 平成28年6月の日本年金機構が振り込む年金額にご留意ください。

(3) ねんきん基金ニュース(第40号 H27年10月)の4、5ページの(平成18年3月までに資格喪失された方・以降に資格喪失された方)の説明

「ねんきん基金ニュース(第40号 H27年10月)」は、熟読して頂いていると思いますが、平成18年3月に掛金の引き上げと給付金の引き下げを行う等の制度の変更があり、この時期以前の受給者には従来の給付金を支払い、4月以降の受給者には、新たな制度による給付金を支払っているため、受給者をこの時期で分けてモデルケースを作成しています。

(注) 平成18年3月までに60歳を迎えられた方はモデル①

平成18年4月以降に60歳を迎えられた方はモデル②

(4) その他のご注意

① 平成18年3月以降に資格喪失された方へのご注意

平成18年3月の制度変更の際に加算年金が導入され、その支給保証期間は15年とされました。この加算年金の受給者は、受給残期間に対応する年金額を選択一時金として受け取ることもできます。

この場合分配金は「基本プラスアルファ」部分だけとなりますので、受給に当たっては基金に確認してください

② センツウ社が解散したあとも当基金の会員である方で、現に就業している方(受給待期者)は、年金基金の解散ですから、上乘せ部分の資産は、加入年数、掛け金額等により案分し分配一時金として受け取るようになります。

(5) 全国通信機械工業厚生年金基金への問い合わせ

皆様の大切な年金を預かっている同基金の事務局では受給者・受給待期者の疑問等には、積極的にお答えするとのことです。なんでも聞いてほしいとのことでした。

年金基金 電話番号 03-3510-2461

(氏名、生年月日、できれば基金番号と年金証書番号を伝える。)

5. 総括

センツウ社は平成20年12月に解散しているため、元社員の受給者・受給待期者は別の制度に移換することはできません。分配金を一時金で受け取るようになります。

(企業年金連合会へは移換できますが、連合会の存続可能性をよく検討することが大切)

年金は個人ごとに条件が異なりますので、今後の全国通信機械工業厚生年金基金からの通知には十分に注意して、処理すべき事項は素早く対処し、疑問・質問があれば、遠慮なく同基金に電話で確認することをお勧めします。

以上